

旧管理計画書 平成9年9月 策定		新管理計画書	
<p>(2) 公園事業取扱方針</p> <p>公園事業の執行に当たっては、事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領について」(平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号)によるほか下記の取扱方針による。</p> <p>なお、ヘリコプターの取扱については、別記1「日光国立公園尾瀬地域における公園事業の執行に必要なヘリコプター使用の取扱方針」(平成8年4月17日環北関第195号)による。</p> <p>また、危険物の貯蔵については、別記2「日光国立公園尾瀬地域公園事業(特別保護地区内)危険物貯蔵所に関する取扱について」(平成8年4月4日環北関第178号)による。</p>		<p>2. 公園事業取扱方針</p> <p>事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401003号)第10の規定によるほか、第2章、第3章及び第4章の方針、及び下記の取扱方針によるものとする。</p> <p>なお、ヘリコプターの取扱については、別記3「尾瀬国立公園における公園事業の執行に必要なヘリコプター使用の取扱いについて」によるものとする。</p> <p>また、危険物の貯蔵については、別記4「尾瀬国立公園公園事業(特別保護地区内)危険物貯蔵所に関する取扱いについて」によるものとする。</p> <p>(1) 共通方針</p>	
事業の種類	取扱方針	事業の種類	取扱方針
各事業の共通方針	<p>1 建築物等</p> <p>① 基本方針 建築物が自然景観を損なわないだけでなく、自然にとけこみ自然公園にふさわしい雰囲気醸し出せるよう留意するものとする。</p> <p>② 敷地造成 敷地は極力整地を行わず、自然の地形を生かす。 また、敷地内の表土の流出を防ぐため、土留や排水溝及び敷き板等の整備を図るものとする。</p> <p>③ 外部意匠</p> <p>ア 屋根 屋根は切妻、寄棟、またはこれらに類した形状の勾配屋根とする。</p> <p>色彩は、焦げ茶色または赤サビ色とする。</p> <p>ウ 外壁 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ち着いたものとし、自然材料以外の材料を用いる場合及び塗装を行う場合の色彩については、クリーム色、ベージュ色、茶色、白色または灰色とする。</p> <p>④ 内装 建築物の内部は極力、自然材料、またはこれを模した材料を用い、素朴で落ち着いたものとする。</p> <p>⑤ 汚水処理施設 宿舎等の建築物の建て替え、または大規模な改増築に当たっては、施設の収容力にあった合併処理式浄化槽を設置するものとし、その運転管理を事業者の責任において適切に実施するものとする。</p> <p>※⁵ただし、合併処理式浄化槽を設置するまでの間のし尿処理は汲み取りによる方法とし、雑排水は技術的に最良の方法で処理するものとする。</p> <p>また、処理水は、自然環境の保全上適当と認められる場所に適切に放流するものとし、パイプラインの整備が行われている地区にあっては、パイプラインにより域外放流を行うものとする。</p> <p>⑥ 標識等の設置</p> <p>① 基本方針</p> <p>(1) 商標広告及び営業敷地以外での社名広告(いわゆる野立広告物等)は設置しないものとする。</p> <p>(2) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置するものとする。</p> <p>(3) 同一地点に複数の標識を設ける場合には、極力統合を図るものとする。</p> <p>② 規模、構造(材料等)、色彩</p> <p>(1) 材料は原則として木材、石材等の自然材料とする。</p> <p>(2) 色彩は、木材、石材等自然材料の素材を使用した場合は除き、コゲ茶色(焼板仕上げも可)とし、文字は原色を避け、原則として白色または黒色とする。</p>	<p>① 各事業の共通方針</p> <p>1) 建築物等の整備</p> <p>(ア) 基本方針 建築物が自然景観を損なわないだけでなく、自然にとけこみ自然公園にふさわしい雰囲気醸し出せるよう留意するほか、適切な管理を行い、より快適な環境作りを目指す。</p> <p>(イ) 敷地造成 敷地は極力整地を行わず、自然の地形を生かす。 また、敷地内の表土の流出を防ぐため、必要に応じて土留、排水溝、敷き板等を整備するものとする。</p> <p>(ウ) 外部意匠 反射面を有するものは、山頂や利用施設等の視点場からの自然景観に配慮する。</p> <p>a) 屋根</p> <p>ア) 原則として切妻、寄棟又はこれらに類した形状の勾配屋根とする。ただし、積雪の状態により上記形状が困難であると判断される場合は、倉庫、発電小屋等の小規模な建築物に限り、片流れ屋根を認める。</p> <p>イ) 色彩は、原則として焦げ茶色又は赤錆色とする。</p> <p>b) 壁面 木材等の自然材料を努めて多用し、重厚味のある落ち着いたものとする。自然材料以外の材料を用いる場合及び塗装を行う場合の色彩は、茶色、白色又は灰色とし、周囲の自然景観に配慮した色彩とする。</p> <p>(エ) 内装 建築物の内部は極力、自然材料又はこれを模した材料を用い、素朴で落ち着いたものとする。</p> <p>(オ) 汚水処理施設 宿舎等の建築物の建て替え又は大規模な改増築に当たっては、施設の収容力にあった合併処理式浄化槽を設置するものとし、その管理を事業者の責任において適切に実施する。</p> <p>また、処理水は、自然環境の保全上適当と認められる場所に適切に処理するものとし、パイプラインが整備されている尾瀬沼、見晴、山ノ鼻地区にあっては、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所に放流する。</p> <p>(カ) 標識等の設置</p> <p>a) 基本方針</p> <p>ア) 商標広告及び営業敷地以外での社名広告(いわゆる野立広告物等)は設置しない。</p> <p>イ) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置する。</p> <p>ウ) 同一地点に複数の標識を設ける場合には、極力統合を図る。</p> <p>b) 外部意匠</p> <p>ア) 材料は原則として木材、石材等の自然材料とする。</p> <p>イ) 色彩は、木材、石材等自然材料の素材を使用した場合は除き、焦げ茶色(焼板仕上げも可)とし、文字は原色を避け、白色又は黒色とする。ただし、安全確保上やむを得な</p>	

旧管理計画書
平成9年9月 策定

新管理計画書

- (3) 設置者名は支柱に縦に表示するか、表示文末に表示するものとする。
- (4) 表示板裏面が利用者の目に触れる場合は、表面と同色とし、見苦しくない構造とする。
- (5) 表示板の規模等については、「日光国立公園尾瀬地域標識類取扱」にその規格を定める。
- ③ その他
- (1) 既存のものであっても必要性の低いもの、重複して設けられているものは整理統合を図るよう指導する。
- (2) 遭難遺族等による慰霊碑の設置については認めない。ただし、慰霊碑に代わるものとして標識等を設置する場合であって、公園利用上有効なものはこの限りではない。
- (3) 設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去または、補修等の維持管理を行うよう指導する。
- 2 管理運営
- ① ゴミの処理
- 可燃性のゴミは焼却処理する。
- また、焼却灰及び不燃性のゴミは国立公園区域外に搬出処理するものとする。
- ② 汲み取りし尿、汚泥の処理
- 汚泥脱水装置や焼却炉が整備された地区においては、汚泥は脱水処理後焼却し、焼却灰は国立公園区域外に搬出処理するものとする。
- また、汲み取りし尿については、自然環境に悪影響を及ぼすおそれのない方法で処理するものとする。
- ③ 静穏の保持
- 騒音を発生する機器には、原則として消音装置を備える。
- また、利用者に不快の念を与える時期、時間帯での使用はできるだけ避けるものとする。
- さらに、屋外に音楽を流さないようにする等、静寂な環境の保持に努めるものとする。
- ④ 不要物品の搬出
- 空ドラム缶等、不要な物品は人の目に触れる場所に放置せず、国立公園区域外への搬出に努めるものとする。
- ⑤ 野外卓、ベンチ等
- 施設周辺の野外卓、ベンチ等は木製の堅固なものとし、広告物の表示されたものは使用しないものとする。
- ⑥ 自動販売機の設置
- 自動販売機を設置する場合は、建築物の外部に設置しないものとする。
- ⑦ その他
- 残飯等は適正な処理に努め、利用者の安全や健康に害をもたらす有害動物(ネズミ等)の発生防止に努めるものとする。
- なお、特別保護地区及び集団施設地区において、屋外での殺虫剤、除草剤等の使用はしないものとする。

- い場合、又は3色以上使用しなければ目的が達成されないもので周囲の自然景観に著しく支障がない場合は、この限りではない。
- ウ) 設置者名は支柱に縦に表示するか、表示文末に表示する。
- エ) 表示板裏面が利用者の目に触れる場合は、表面と同色とし、見苦しくない構造、色彩とする。
- オ) 表示板の規模等については、別記2「尾瀬国立公園標識類取扱」に従うものとする。雪圧による被害が受けやすい場所では、四角柱を基本にする。
- c) その他
- ア) 既存のものであっても必要性の低いもの、重複して設けられているものは整理統合を図るよう指導する。
- イ) 遭難遺族等による慰霊碑の設置については認めない。
- ウ) 設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うよう指導する。
- 2) 管理運営
- (ア) ゴミの処理
- 全て国立公園区域外に搬出して処理する。
- ビニルハウス等の仮設工作物をゴミ等の仮置き場に行っている場合が多いが、既存建築物内に保管するか、それが困難な場合は、ゴミ等の保管専用の建築物を設置するよう指導する。
- (イ) 汲み取りし尿、汚泥の処理
- 汚泥脱水装置や焼却炉が整備された地区においては、汚泥は脱水処理後焼却し、国立公園区域外に搬出して処理する。
- (ウ) 静穏の保持
- 騒音を発生する機器には、原則として消音装置を備える。
- また、利用者に不快の念を与える時期及び時間帯は、騒音を発生させる機器の使用をできるだけ避ける。
- さらに、屋外に音楽を流さないようにする等、静穏の保持に努める。
- (エ) 不要物品の搬出
- 空ドラム缶等、不要な物品は人の目に触れる場所に放置せず、国立公園区域外への搬出に努める。
- (オ) 物品管理
- スノーモービルや除雪機等、施設の維持管理に必要な機材等については、人の目に触れる場所に放置しない。
- (カ) 野外卓、ベンチ等
- 施設周辺の野外卓、ベンチ等は木製の堅固なものとし、広告物の表示されたものは使用しない。
- (キ) 自動販売機の設置
- 建築物の外部に設置しない。
- (ク) その他
- 残飯等は適正な管理及び処理に努め、利用者の安全や健康に害をもたらすネズミ等の有害動物の発生防止やクマの誘引防止に努める。
- なお、特別保護地区及び集団施設地区において、屋外での殺虫剤、除草剤等は使用しないものとし、施設管理に伴うササ払いや危険枝の伐採については、自然環境に十分配慮した上で実施する。

1 道路(車道)

- I 大清水七入線道路(車道)
- ① 基本方針
- 地形改変の少ない線形とする等、自然改変を極力抑え、また、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とする等、風致景観及び野生動物の保護に十分配慮するものとする。

② 道路(車道)

- 1) 基本方針
- 車道の改良に当たっては、利用者の増加が一層の過剰利用を誘発し、自然景観の保護及び快適な利用の確保に支障をきたすことが懸念される等の副次的な影響の予測を踏まえて慎重に対応する。

旧管理計画書
平成9年9月 策定

新管理計画書

② 付帯施設の取扱い

- (1) 交通安全柵は原則としてガードケーブル(ガードロープ)とし、ポールの色彩はコゲ茶色または亜鉛メッキとする。

やむを得ずガードレールを使用する場合は、ガードレールの外側はコゲ茶色に塗装するか、または全体を亜鉛メッキ仕上げとする。

- (2) スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防止柵等については、必要最小限の規模に留めるとともに、金属部分の色彩については、原則としてコゲ茶色または亜鉛メッキ塗装とする。

- (3) 側溝や集水柵に斜路を設ける等、野生動物の生息に配慮した工法を積極的に導入するものとする。

③ 法面処理方法

- (1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さを必要最小限のものとし、その法面は、原則として修景緑化を行うものとする。

- (2) 擁壁は、自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック等風致に配慮した工法を使用し、やむを得ずコンクリート擁壁を使用する場合にあっても、壁面を自然石に模した表面仕上げとするものとする。

- (3) モルタル吹き付けについては、上記(2)の工法による施工ができる場合は避けるものとし、やむを得ず、モルタル吹き付けを行う場合には風致上の支障を軽減するため、必要に応じてその表面にネット工等の処置を講ずるものとする。

④ 残土処理方法

原則として国立公園区域外に搬出処理するものとする。

⑤ 修景緑化方法

- (1) 支障木の伐採は必要最小限とする。
なお、支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。
- (2) 工事に伴い裸地化した場所は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化を行うものとする。
- (3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。

II 御池銀山平線、笠科川鳩待峠線

① 基本方針

当面は路盤改良や安全施設の設置等、道路の維持と安全確保のための必要最小限の整備に留めるものとする。

② 付帯施設の取扱い

- (1) 交通安全柵は原則としてガードケーブル(ガードロープ)とし、ポールの色彩はコゲ茶色または亜鉛メッキとする。

やむを得ずガードレールを使用する場合は、ガードレールの外側はコゲ茶色に塗装するか、または全体を亜鉛メッキ仕上げとする。

- (2) スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防止柵等については、必要最小限の規模に留めるとともに、金属部分の色彩については、原則としてコゲ茶色または亜鉛メッキ塗装とする。

- (3) 側溝や集水柵に斜路を設ける等、野生動物の生息に配慮した工法を積極的に導入するものとする。

③ 法面処理方法

- (1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さを必要最小限のものとし、その法面は、原則として修景緑化を行うものとする。

また、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とし、自然景観及び野生動植物の保護に十分配慮する。

2) 付帯施設の取扱い

- (ア) 交通安全柵はガードケーブル(ガードロープ)又はガードレールとし、支柱及びガードレールの色彩は交通安全上支障がない限り焦げ茶色とする。

コンクリート製のガードレール代用品においてはコンクリート素地色とする。

- (イ) その他、スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防止柵等の交通安全上必要な構造物については、必要最小限の規模にとどめ、色彩については交通安全上支障がない限り焦げ茶色とする。ただし、コンクリート製については、素地色とする。

- (ウ) 側溝や集水柵に斜路を設ける等、野生動物の生息に配慮した工法を積極的に導入する。

3) 法面処理方法

- (ア) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さを必要最小限のものとし、その法面は、原則として修景緑化を行うものとする。

- (イ) 擁壁は、自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック等の自然景観に配慮した工法を使用し、やむを得ずコンクリート擁壁を使用する場合にあっても、壁面を自然石に模した表面仕上げとする。

- (ウ) モルタル吹き付けについては、(イ)の施工ができる場合は避けるものとし、やむを得ずモルタル吹き付けを行う場合には自然景観上の支障を軽減するため、必要に応じてその表面にネット工等の処置を講ずる。

- (エ) 法枠工及びアンカー工については、自然景観上支障が大きいことから必要最小限にとどめる。

4) 残土処理方法

国立公園区域外に搬出して処理する。

5) 修景緑化方法

- (ア) 支障木の伐採は必要最小限とする。
なお、支障木で移植可能なものについては、極力移植する。
- (イ) 工事に伴い裸地化した場所は、技術的に困難な場合を除き、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化を行う。
- (ウ) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、技術的に困難な場合を除き、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。

旧管理計画書
平成9年9月 策定

新管理計画書

- (2) 擁壁は、自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック等風致に配慮した工法を使用し、やむを得ずコンクリート擁壁を使用する場合にあっても、壁面を自然石に模した表面仕上げとするものとする。
- (3) モルタル吹き付けについては、上記(2)の工法による施工ができる場合は避けるものとし、やむを得ず、モルタル吹き付けを行う場合には風致上の支障を軽減するため、必要に応じその表面にネット工等の処置を講ずるものとする。
- ④ 残土処理方法
原則として国立公園区域外に搬出処理するものとする。
- ⑤ 修景緑化方法
- (1) 支障木の伐採は必要最小限とする。
- なお、支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。
- (2) 工事に伴い裸地化した場所は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化を行うものとする。
- (3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。
- Ⅲ 硫黄沢富士見下線
- ① 当面は、路面改良や安全施設の設置等、必要最小限の整備に留めるものとする。
- ② 付帯施設の取扱い
- (1) 交通安全柵は原則としてガードケーブル(ガードロープ)とし、ポールの色彩はコゲ茶色または亜鉛メッキとする。
- やむを得ずガードレールを使用する場合は、ガードレールの外側はコゲ茶色に塗装するか、または全体を亜鉛メッキ仕上げとする。
- (2) スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防止柵等については、必要最小限の規模に留めるとともに、金属部分の色彩については、原則としてコゲ茶色または亜鉛メッキ塗装とする。
- (3) 側溝や集水桝に斜路を設ける等、野生動物の生息に配慮した工法を積極的に導入するものとする。
- ③ 法面処理方法
- (1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さを必要最小限のものとし、その法面は、原則として修景緑化を行うものとする。
- (2) 擁壁は、自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック等風致に配慮した工法を使用し、やむを得ずコンクリート擁壁を使用する場合にあっても、壁面を自然石に模した表面仕上げとするものとする。
- (3) モルタル吹き付けについては、上記(2)の工法による施工ができる場合は避けるものとし、やむを得ず、モルタル吹き付けを行う場合には風致上の支障を軽減するため、必要に応じその表面にネット工等の処置を講ずるものとする。
- ④ 残土処理方法
原則として国立公園区域外に搬出処理するものとする。
- ⑤ 修景緑化方法
- (1) 支障木の伐採は必要最小限とする。
- なお、支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。
- (2) 工事に伴い裸地化した場所は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化を行うものとする。
- (3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。

2 道路(歩道)

- ① 基本方針
尾瀬地域の歩道を登山道及び探勝歩道に分類し、次の方針に従って整備するものとする。

ア 登山道

登山に適した靴(以下、登山靴等という。)を履いた利用

③ 道路(歩道)

1) 基本方針

本公園は山岳地帯という認識の下、相応の登山技術、体力、装備を備えた者による利用を前提とした整備を実施する。

歩道を第4章に沿って、登山道及び山岳探勝歩道に分類して整備する。

(ア) 登山道【登山エリア、軽登山エリア、入山エリア】

相応の登山技術、体力、装備を備えた者による利用を前

旧管理計画書 平成9年9月 策定		新管理計画書	
	<p>者による利用を前提とし、整備は必要最小限に留めるものとする。</p> <p>なお、雨水による洗掘が激しく、歩道の維持が困難な場所や 湿原、高山植生地等で、利用者の踏みつけによって植生が荒らされるおそれのある箇所等については、保護のための施設を整備するものとする。</p> <p>また、濃霧時や悪天候時に遭難の恐れがある箇所については、指導標等を設けるものとする。</p>		<p>提とし、整備は必要最小限に留める。</p> <p>なお、雨水による洗掘が著しく、歩道の維持が困難な場所や湿原、高山植生地等で、利用者の踏みつけによって植生が荒らされるおそれのある箇所等については、保護のための木道、土留め工や水切り工等の施設整備を講じる。</p>
イ	<p><u>探勝歩道</u></p> <p>整備は湿原植生の保護に重点を置くが、融雪期、梅雨期の利用が多いことを考慮して、林内のぬかるみ等の箇所についても整備を行うものとする。</p> <p>ただし、あくまでも山岳地であるので、その雰囲気を持続するため、整備が過剰にならないよう留意し、登山者の歩行に支障のない程度の整備に留めるものとする。</p> <p>また、歩道周辺の自然観察利用にも十分配慮するものとする。</p>		<p>(イ) 山岳探勝歩道【山岳探勝エリア】 特別な技術は持たないが、ある程度の体力と装備を有する者による利用を前提とし、整備は必要最小限に留める。</p> <p>整備は湿原植生の保護に重点を置いたものとするが、融雪期、梅雨期の利用が多いことを考慮して、林内のぬかるみ等の箇所についても整備を行う。</p> <p>ただし、山岳地の雰囲気を維持するため、整備が過剰にならないよう留意し、利用者の歩行に支障のない程度の整備に留める。</p> <p>また、歩道周辺の自然観察利用にも十分配慮する。</p>
②	<p>整備方針</p>	2)	<p>整備方針</p>
(1)	<p>木道(木栈道または滑り止め付き木道を含む)の敷設を行うのは次の箇所とする。</p>	(ア)	<p>木道の敷設を行うのは次の箇所とする。</p>
ア	<p>湿原、湿地、または貴重な植物群落があり、植生の保護のための整備の必要性が高い箇所</p>	a)	<p>湿原、湿地又は貴重な植物群落があり、植生の保護のための整備の必要性が高い箇所</p>
イ	<p>利用者の踏みつけによる裸地化のために浸食洗掘され、表土が流出するおそれのある箇所。</p>	b)	<p>利用者の踏みつけによる裸地化のために浸食・洗掘され、表土が流出するおそれのある箇所</p>
ウ	<p>登山靴等でも歩行困難なぬかるみのある箇所。</p>	c)	<p>登山靴等でも歩行困難なぬかるみのある箇所</p>
エ	<p>横傾斜がきつ、栈道を通す等の整備を行わなければ歩行が困難、あるいは歩道の維持が困難な箇所。</p>	d)	<p>横断勾配がきつ、栈道を通す等の整備を行わなければ歩行が困難又は歩道の維持が困難な箇所</p>
(2)	<p>階段(梯子を含む。)の設置を行うのは次の箇所とする。</p>	(イ)	<p>階段(梯子を含む。)の設置を行うのは次の箇所とする。</p>
ア	<p>階段を設置しなければ、歩道の維持または植生保護が困難な箇所。</p>	a)	<p>階段を設置しなければ、歩道の維持又は植生保護が困難な箇所。</p>
イ	<p>階段を設けなければ歩行が困難な箇所。</p>	b)	<p>階段を設置しなければ歩行が困難な箇所。</p>
ウ	<p>急坂や浮石により安全な歩行が困難な箇所。</p>	c)	<p>急坂や浮石により安全な歩行が困難な箇所。</p>
③	<p>規模、構造</p>	3)	<p>規模及び構造</p>
(1)	<p>木道の規模、構造</p>	(ア)	<p>木道の規模</p>
ア	<p>規模等 幅員及び線数は原則として次のとおりとする。</p>		<p>幅員及び線数は原則として次のとおりとする。</p>
(ア)	<p>幅員は0.5mとする。</p>	a)	<p>幅員は0.5mとする。</p>
(イ)	<p>地形上の制約、利用状況等から単線にすることが適当な場合を除き、複線にするものとする。</p>	b)	<p>地形上の制約、利用状況等から単線にすることが適当な場合を除き、複線とする。</p>
(ウ)	<p>単線の場合には適宜待避所を設ける。</p>	c)	<p>単線の場合及び複線の利用者が多く渋滞が発生する路線の場合には適宜待避所を設ける。</p>
(エ)	<p>複線の場合の木道間隔は0.4mとする。</p>	d)	<p>複線の場合の木道間隔は0.4mを基本とする。</p>
(オ)	<p>林内の木道は、利用上及び安全上の観点から、高さを低く抑えるものとする。</p>	e)	<p>林内の木道は、利用上及び安全上の観点から、高さを低く抑える。</p>
イ	<p>構造等</p>	(イ)	<p>木道の構造等</p>
(ア)	<p>木道の表面にはできるだけカスガイが露出しない構造となるよう配慮するものとする。</p>	a)	<p>木道の表面にはできるだけ鍔が露出しない構造となるよう配慮する。</p>
(イ)	<p>防腐剤や塗料の塗布は行わないものとする。</p>	b)	<p>塗料の塗布は行わない。</p>
		c)	<p>木材保存剤は周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で使用することができる。</p>
		d)	<p>横木の設置や設置角度の検討等の転倒防止策を必要に応じて講じる。</p>
(2)	<p>階段等の規模、構造 階段、梯子の規模、構造は次のとおりとする。</p>	(ウ)	<p>階段又は梯子</p>
ア	<p>幅員 利用者の多い歩道では1.5m以下、利用者の少ない歩道及び登山歩道は1.0m以下とし、必要最小限の規模とする。</p>	a)	<p>幅員 利用者の多い歩道では1.5m以下、利用者の少ない歩道は1.0m以下とし、必要最小限の規模とする。</p>
イ	<p>構造 原則として、路面に自然石を敷いたもの、丸太階段、または木道に滑り止めを付したもののいずれかとする。</p> <p>なお、路面材料としてコンクリートは用いないものとする。</p>	b)	<p>構造 原則として、路面に自然石を敷いたもの、丸太階段又は木道に滑り止めを付したもののいずれかとする。</p> <p>なお、路面材料としてコンクリートは用いないものとする。</p>
ウ	<p>快適な歩行を確保するため、蹴上げ、路面の寸法には十分配慮するものとする。</p>		<p>快適な歩行を確保するため、蹴上げ、路面の寸法には十分配慮する。</p>
(3)	<p>立入防止柵 植生保護、遭難防止等のため、立入防止柵を設ける場合は、次の構造によるものとする。</p>	(エ)	<p>立入防止柵 植生保護、遭難防止等のため、立入防止柵を設ける場合は、次の構造による。</p>
ア	<p>杭は原則として木製とするが、岩盤地等で使用が不可能な箇所等は鉄製等とする。</p>	a)	<p>杭は原則として木製とするが、岩盤地等で使用が不可能な箇所等は鉄製等とする。</p>
イ	<p>杭には防腐剤、塗料を塗布しないものとする。</p>	b)	<p>杭には塗料を塗布しない。</p>
		c)	<p>木材保存剤は周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で使用することができる。</p>
ウ	<p>ロープは原色のものを避けるものとする。</p>	d)	<p>ロープは原色のものを避ける。しかし、緊急的な対応としての一時的な原色のテープ等の使用は認める。</p>

旧管理計画書
平成9年9月 策定

新管理計画書

- (4) その他
ア 木道等を更新する場合には、旧木道等の廃材は原則として国立公園区域外に搬出処理するものとする。
イ 既存の木道、階段等であっても、必要性が乏しいものは更新せず老朽化した段階で撤去する。
ウ 自然観察または休憩に必要な箇所には必要最小限の観察路、自然解説板、観察テラス、ベンチ等を設けるものとする。
エ 湿原内に木道を整備するにあたっては、木道の沈下により湿原内の流水を止めることのないよう配慮するものとする。
オ 設置者名及び設置年度は、利用者の目に触れにくい部分に表示するものとする。
- 3 宿舎
- ① 基本方針
自然とのふれあいのための基地として位置づける。
- なお、見晴地区の宿舎を尾瀬温泉地区に移転する場合を除き、新たな事業執行は認めない。
- ② 規模、構造
(1) 建築物の新築、改築または増築は、次の要件に適合したものとする。
ア 宿舎の宿泊収容力
現収容力を超えないものとする。
イ 施設の位
施設の位置については既存施設の敷地内であって、植生破壊を伴わない場所とする。
ただし、自然環境の保全または公園利用上等の理由により、他の場所に施設を移転することが適当と認められる場合にあつてはこの限りでない。
なお、移転後は、既存建築物の撤去跡地を当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。
ウ 建築物の延床面積
延床面積は、原則として従前の規模を超えないものとする。
エ 建築物の統合
同一敷地内に複数の建築物が存在し、自然環境の保全または風致景観の保護のため統合することが適当と認められるものにあつては、極力統合するものとする。
オ 建築物の高さ
建築物(避雷針、煙突等を除く。)の高さは、13m以下とする。
カ 施設内容
バー、ゲームコーナーや独立した喫茶室等は設けないものとする。
- ③ その他
(1) 定員の遵守
利用者に対する安全性と快適性を保ち、また、合併処理式浄化槽の適正な運転管理のため宿泊定員を遵守するものとする。
(2) 平日利用の促進
利用の平準化を図るため、利用者に対しては平日利用を促すよう努めるものとする。
(3) サービス
山小屋の雰囲気を保つため、過剰なサービスは行わず、展示案内等により尾瀬に関する情報を利用者へ提供するよう努めるものとする。
- (4) 排水対策
ア 利用者に、入浴の際の石けんやシャンプー等の使用を自粛させるものとする。
イ 洗濯、食器洗い等には湖沼や湿原が富栄養化するおそれの少ない洗剤を使用するものとする。

- 4 休憩所
- ① 基本方針
自然とのふれあいのための中継基地として位置づける。
- ② 規模・構造
(1) 建築物の新築、改築または増築は、次の要件に適合したものとする。
ア 収容力
現収容力を超えないものとする。

- (オ) その他
a) 木道等を更新する場合には、旧木道等の廃材は国立公園区域外に搬出する。
b) 既存の木道、階段等であっても、必要性が低いものは更新せず老朽化した段階で撤去する。
c) 自然観察又は休憩に必要な箇所には必要最小限の観察路、自然解説板、休憩テラス、ベンチ等を設ける。
d) 湿原内に木道を整備するにあたっては、木道の沈下により湿原内の流水を止めることのないよう配慮する。
e) 設置者名及び設置年度を刻印する場合は、木道路面の目立たない位置に刻印する。

- ⑤ 宿舎
- 1) 基本方針
国立公園内の滞在拠点として整備する。また、利用者が自然環境や利用施設等の情報収集を行えるとともに、朝夕の風景鑑賞、自然観察等の自然とのふれあいのための基地としても位置づける。
なお、既存の施設を譲り受ける場合を除き、新たな事業執行は認めない。
- 2) 規模及び構造
建築物の新築、改築又は増築は、次の要件による。
- (ア) 収容力
平成24年度時点での収容力を超えないものとする。
(イ) 位置
新たに施設を設置する場合は、既存施設の敷地内であつて、植生破壊を伴わない場所とする。
ただし、自然景観の保全又は公園利用上等の理由により、他の場所に施設を移転することが適当と認められる場合にあつてはこの限りでない。
なお、移転後は、既存建築物の撤去跡地を当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。
- (ウ) 建築物の延床面積
延床面積は、必要最小限の附帯施設の増築を除き、既存の規模を超えないものとする。
(エ) 建築物の統合
同一敷地内に複数の建築物が存在し、自然景観の保全のため統合することが適当と認められるものにあつては、極力統合する。
(オ) 建築物の高さ
建築物(避雷針、煙突等を除く。)の高さは、13m以下とする。
- (カ) 施設内容
ゲームコーナー等の公園の利用目的から逸脱した施設は設けない。また、建物の乱立を避けるため、独立した喫茶室等は設けない。
- 3) その他
(ア) 定員の遵守
利用者に対する安全性と快適性を保ち、合併処理式浄化槽の適正な運転管理のため、宿泊定員を遵守する。
(イ) 適正な公園利用の促進
利用の平準化を図るため、利用者に対しては平日利用を促すよう努める。また、本公園に関する情報を展示案内等により利用者へ提供するよう努める。

- (ウ) 広告物の掲示
建物外広告物の掲示(立て看板やのれん等の設置を含む)は自然景観に影響を及ぼさないように配慮し、必要最小限とする。
- (エ) 排水対策
a) 利用者に、入浴の際の石けんやシャンプー等を使用しないよう呼びかける。
b) 洗濯、食器洗い等には湖沼や湿原が富栄養化するおそれの少ない洗剤を使用する。
- 6 休憩所
- 1) 基本方針
利用者が休憩をとり、併せて自然環境や利用施設等の情報収集を行える自然とのふれあいのための中継基地として位置づける。
2) 規模及び構造
建築物の新築、改築又は増築は、次の要件による。
- (ア) 収容力
平成24年度時点での収容力を超えないものとする。

旧管理計画書
平成9年9月 策定

新管理計画書

イ 施設の位置
施設の位置については既存施設の敷地内であって、植生破壊を伴わない場所とする。
ただし、自然環境の保全または公園利用上等の理由により、他の場所に施設を移転することが適当と認められる場合にあつてはこの限りでない。
なお、移転後は、既存建築物の撤去跡地を当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。

ウ 建築物の延床面積
延床面積は、原則として従前の規模を超えないものとする。

エ 建築物の統合
同一敷地内に複数の建築物が存在し、自然環境の保全または風致景観の保護のため統合することが適当と認められるものにあつては、極力統合するものとする。

オ 建築物の高さ
建築物(避雷針、煙突等を除く。)の高さは、10m以下とする。

カ 施設内容
バー、ゲームコーナーや独立した喫茶室等は設けないものとする。

③ 付帯施設の取扱い
排水対策
(1) 利用者に、入浴の際の石けんやシャンプー等の使用を自粛させるものとする。
(2) 洗濯、食器洗い等には湖沼や湿原が富栄養化するおそれの少ない洗剤を使用するものとする。
④ その他
施設内に尾瀬の自然解説資料や案内等のスペースを設け、尾瀬に関する情報を利用者へ提供するように努めるものとする。

5 野営場

① 基本方針
野営による利用は自然に親しむための最も基本的な利用形態であることから、適切な施設の整備を図る。

② 管理運営方針
周辺の自然環境の保護及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、その方針を次のとおりとする。
(1) 野営場ごとに安全対策をたてるものとする。特に倒木による事故を防ぐため土地管理者と協議の上、危険木を除去するとともに当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行うものとする。
(2) 野営場内を常に清潔に保つものとする。
(3) 野営場内において利用者の遵守すべき次の事項を利用者に対して明らかにし、利用者を指導する。
ア 静穏の保持
イ ゴミの持ち帰り
ウ 表土の保全
エ たき火の禁止
オ 洗剤の使用禁止
カ その他遵守事項
(4) 野営場内の表土の流出を防ぐために、土留や排水溝及び敷板等の施設の整備を図るものとする。

6 博物展示施設

① 基本方針
山の鼻、尾瀬沼両地区にあるビジターセンターは各々の地区における利用の拠点とし、自然情報の提供、自然解説や展示を行うとともに、尾瀬の学術研究等の資料収集の中核として活動を行う。
なお、他の公園事業施設との連携を図り、利用者へのインフォメーション機能を充実させるよう努める。

② 管理運営方針
尾瀬沼ビジターセンター、見晴休憩所は環境庁、山の鼻ビジターセンターは群馬県が整備管理していくが、その管理運営に当たっては、(財)尾瀬保護財団、関係機関及び関係団体等によって構成される運営協議会等に協力を求める。

なお、ビジターセンターの運営にあたっては、極力専従の職員を確保するよう努めるとともに、これを補佐し、積極的に活動を行うボランティアを導入する制度や組織の確立を図る。

また、各ビジターセンターにおけるレクチャーや展示内容等についての調整を図るために、各ビジターセンターの設置者及び管理者によって構成する連絡協議会等の設置を図る。

③ その他
利用者に対する自然及び利用に関する情報の提供に重点を置いた活動を実施し、併せて自然解説活動の充実を図るものとし、そのための資料収集やパンフレット作成等の活動にも重点を置く。

(イ) 位置
新たに施設を設置する場合は、既存施設の敷地内であつて、植生破壊を伴わない場所とする。
ただし、自然景観の保全又は公園利用上等の理由により、他の場所に施設を移転することが適当と認められる場合にあつてはこの限りでない。
なお、移転後は、既存建築物の撤去跡地を当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。

(ウ) 建築物の延床面積
延床面積は、必要最小限の付帯施設の増築を除き、既存の規模を超えないものとする。

(エ) 建築物の統合
同一敷地内に複数の建築物が存在し、自然景観の保全のため統合することが適当と認められるものにあつては、極力統合するものとする。

(オ) 建築物の高さ
建築物(避雷針、煙突等を除く。)の高さは、10m以下とする。

(カ) 施設内容
ゲームコーナー等の公園の利用目的から逸脱した施設は設けない。また、建物の乱立を避けるため、独立した喫茶室等は設けない。

3) 付帯施設の取扱い
(ア) 排水対策
a) 利用者に、入浴の際の石けんやシャンプー等を使用しないよう呼びかける。
b) 洗濯、食器洗い等には湖沼や湿原が富栄養化するおそれの少ない洗剤を使用する。
4) その他
施設内に尾瀬の自然解説資料や案内等のスペースを設け、尾瀬に関する情報を利用者へ提供するように努める。なお、広告物の掲示は自然景観に影響を及ぼさないように配慮し、必要最小限とする。

⑦ 野営場

1) 基本方針
野営による利用は自然に親しむための優れた利用形態のひとつであることから、野営利用を促進するため適切な施設の整備を図る。

2) 管理運営方針
周辺の自然環境の保護及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、その方針を次のとおりとする。
(ア) 野営場毎に安全対策をたてるものとする。特に倒木による事故を防ぐため土地管理者と協議の上、危険木を除去するとともに、必要に応じて当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行う。

(イ) 野営場内は常に清潔に保つ。
(ウ) 野営場内において利用者の遵守すべき次の事項を利用者に対して明らかにし、利用者を指導する。
・ 静穏の保持
・ ゴミの持ち帰り
・ 表土の保全
・ たき火の禁止
・ 洗剤の使用禁止
・ その他公園利用者の安全性や快適性を確保するために必要な遵守事項
(エ) 野営場内の表土の流出を防ぐため、必要に応じ土留や排水溝及び敷板等の施設の整備を図る。

⑩ 博物展示施設

1) 基本方針
山の鼻及び尾瀬沼にあるビジターセンターは、それぞれの地区における情報提供拠点とし、自然情報及び利用情報を利用者に提供していく。自然解説や展示を行うとともに、本公園の学術研究等の資料収集の中核としての活動も行う。
また、他の公園事業施設との連携を図り、公園全体の情報提供機能の充実に努める。

2) 活動内容
利用者に対する自然環境及び利用に関する情報の提供に重点を置いた活動を実施し、効果的な情報提供に努める。

旧管理計画書
平成9年9月 策定

新管理計画書

7 園地

また、山小屋や自然保護団体等が行う自然解説活動に対しても、資料や用具の提供等により積極的に支援する。

① 基本方針
登山や自然探勝の利用者が、休憩を取ることができる場所として整備し、適切な管理を行う。

② 付帯施設の取扱い
付帯施設は必要最小限の規模に留める。休憩所、公衆便所、駐車場等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとし、具体的には、施設の規模については、次のとおりとする。

(1) 建築物
① 基本方針
建築物が自然景観を損なわないだけでなく、自然にとけこみ自然公園にふさわしい雰囲気醸し出せるよう留意するものとする。

② 規模
設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。

③ デザイン・色彩・材料

(1) 屋根
ア 原則として切妻、寄棟またはこれに類した形状の勾配屋根とする。

イ 色彩は、原則としてコゲ茶色または赤サビ色とする。

(2) 壁面
努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ち着いたものとし、自然材料以外の材料を用いる場合及び塗装を行う場合の色彩については、クリーム色、ベージュ色、茶色、白色または灰色とする。

④ その他
管理人等の常駐する建築物については、以下のとおり扱う。

(1) 汚水処理施設
公園事業で事業執行している宿舎等の施設同様、施設の収容力にあった合併処理式浄化槽を設置するものとする。

ただし、合併処理式浄化槽を設置するまでの間のし尿処理は汲み取りによる方法とし、雑排水は技術的に最良の方法で処理するものとする。

また、処理水は、自然環境の保全上適当と認められる場所に適切に処理するものとし、パイプラインの整備が行われている地区にあっては、パイプラインにより域外放流を行うものとする。

(2) ゴミの処理
可燃性のゴミは焼却処理するものとする。

また、焼却灰及び不燃性のゴミは国立公園区域外に搬出処理するものとする。

(3) 汲み取りし尿、汚泥の処理
汚泥の脱水装置や焼却炉が整備された地区においては、汚泥は脱水処理後焼却し、焼却灰は国立公園区域外に搬出処理するものとする。

また、汲み取りし尿については、自然環境に悪影響を及ぼすおそれのない方法で処理するものとする。

(2) 標識類
① 基本方針
(1) 商標広告及び営業敷地以外での社名広告(いわゆる野立広告物等)は設置しないものとする。
(2) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置するものとする。
(3) 同一地点に複数の標識を設ける場合には、極力統合を図るものとする。

④ 園地

また、山小屋や自然保護団体等が行う自然解説活動に対しても、資料や用具の提供等により積極的に支援する。

1) 基本方針
利用者が休憩を取り、併せて風景鑑賞や自然観察等の自然とのふれあいができる場所として整備し、適切な管理を行う。

2) 付帯施設の取扱い
付帯施設は必要最小限の規模に留める。休憩所、公衆トイレ、駐車場等の施設を設置する場合には、利便性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然景観に調和したデザインとし、施設の規模等については、次のとおりとする。

(ア) 建築物
a) 基本方針
建築物が自然景観を損なわないだけでなく、自然にとけこみ自然公園にふさわしい雰囲気醸し出せるよう留意する。

b) 規模
ア) 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。

イ) 高さは周囲の林冠以下の高さとする。

c) 敷地造成
極力整地は行わず、自然の地形を生かす。

d) 外部意匠
反射面を有するものは、山頂や利用施設等の視点場からの自然景観に配慮する。

ア) 屋根
i 原則として切妻、寄棟又はこれらに類した形状の勾配屋根とする。ただし、積雪の状態により上記形状が困難であると判断される場合は、倉庫、発電小屋等の小規模な建築物に限り、片流れ屋根を認める。

ii 色彩は、原則として焦げ茶色又は赤錆色とする。

イ) 外壁
木材等の自然材料を努めて多用し、重厚味のある落ち着いたものとする。自然材料以外の材料を用いる場合及び塗装を行う場合の色彩は、茶色、白色又は灰色とし、周囲の自然景観に配慮した色彩とする。

ウ) その他
管理人が常駐する建築物については、以下のとおり扱う。

i 汚水処理施設
施設の収容力にあった合併処理式浄化槽を設置する。

また、処理水は、自然環境の保全上適当と認められる場所に適切に処理するものとし、パイプラインの整備が行われている地区にあっては、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所に放流する。

ii ゴミの処理
全て国立公園区域外に搬出して処理する。

ビニルハウス等の仮設工作物をゴミ等の仮置き場に行っている場合が多いが、既存建築物内に保管するか、それが困難な場合は、ゴミ等の保管専用の建築物を設置するよう指導する。

ウ) 汲み取りし尿、汚泥の処理
汚泥脱水装置や焼却炉が整備された地区においては、汚泥は脱水処理後焼却し、国立公園区域外に搬出して処理する。

(イ) 標識類
ア) 基本方針
a) 商標広告及び営業敷地以外での社名広告(いわゆる野立広告物等)は設置しない。
b) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置する。
c) 同一地点に複数の標識を設ける場合には、極力統合を図る。

旧管理計画書
平成9年9月 策定

- ② 規模、構造(材料等)、色彩
- (1) 材料は原則として木材、石材等の自然材料とする。
 - (2) 色彩は、木材、石材等自然材料の素材を使用した場合は除き、コゲ茶色(焼板仕上げも可)とし、文字は原色を避け、原則として白色または黒色とする。
 - (3) 設置者名は主柱に縦に表示するか、表示文末に表示するものとする。
 - (4) 表示板裏面が利用者の目に触れる場合は、表面と同色とし、見苦しくない構造とする。
 - (5) 表示板の規模等については、「日光国立公園尾瀬地域標識類取扱」にその規格を定める。
- ③ その他
- (1) 既存のものであっても必要性の低いもの、重複して設けられているものは整理統合を図るよう指導する。
 - (2) 遭難遺族等による慰霊碑の設置については認めない。ただし、慰霊碑に代わるものとして標識等を設置する場合であって、公園利用上有効なものはこの限りではない。
 - (3) 設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去または、補修等の維持管理を行うよう指導する。

新管理計画書

- イ) 外部意匠
- a) 材料は原則として木材、石材等の自然材料とする。
 - b) 色彩は、木材、石材等自然材料の素材を使用した場合は除き、焦げ茶色(焼板仕上げも可)とし、文字は原色を避け、白色又は黒色とする。ただし、安全確保上やむを得ない場合、又は3色以上使用しなければ目的が達成されないもので周囲の自然景観に著しく支障がない場合は、この限りではない。
 - c) 設置者名は主柱に縦に表示するか、表示文末に表示する。
 - d) 表示板裏面が利用者の目に触れる場合は、表面と同色とし、見苦しくない構造、色彩とする。
 - e) 表示板の規模等については、別記2「尾瀬国立公園標識類取扱」に従うものとする。雪圧による被害が受けやすい場所では、四角柱を基本にする。
- ウ) その他
- a) 既存のものであっても必要性の低いもの、重複して設けられているものは整理統合を図るよう指導する。
 - b) 遭難遺族等による慰霊碑の設置については認めない。
 - c) 設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うよう指導する。
- (ウ 歩道
ア) 基本方針
- 本公園は山岳地帯という認識の下、相応の登山技術、体力、装備を備えた者による利用を前提とした整備を実施する。
- 歩道を第4章に沿って、登山道及び山岳探勝歩道に分類して整備する。
- a) **登山道【登山エリア、軽登山エリア、入山エリア】**
相応の登山技術、体力、装備を備えた者による利用を前提とし、整備は必要最小限に留める。

なお、雨水による洗掘が著しく、歩道の維持が困難な場所や湿原、高山植生地等で、利用者の踏みつけによって植生が荒らされるおそれのある箇所等については、保護のための木道、土留め工や水切り工等の施設整備を講じる。
 - b) **山岳探勝歩道【山岳探勝エリア】**
特別な技術は持たないが、ある程度の体力と装備を有する者による利用を前提とし、整備は必要最小限に留める。

整備は湿原植生の保護に重点を置いたものとするが、融雪期、梅雨期の利用が多いことを考慮して、林内のぬかるみ等の箇所についても整備を行う。

ただし、山岳地の雰囲気維持するため、整備が過剰にならないよう留意し、利用者の歩行に支障のない程度の整備に留める。
また、歩道周辺の自然観察利用にも十分配慮する。
- イ) 整備方針
- a) 木道の敷設を行うのは次の箇所とする。
 - i 湿原、湿地又は貴重な植物群落があり、植生の保護のための整備の必要性が高い箇所
 - ii 利用者の踏みつけによる裸地化のために浸食・洗掘され、表土が流出するおそれのある箇所
 - iii 登山靴等でも歩行困難なぬかるみのある箇所
 - iv 横断勾配がきつく、栈道を通す等の整備を行わなければ歩行が困難又は歩道の維持が困難な箇所
 - b) 階段(梯子を含む。)の設置を行うのは次の箇所とする。
 - i 階段を設置しなければ、歩道の維持又は植生保護が困難な箇所。
 - ii 階段を設置しなければ歩行が困難な箇所。
 - iii 急坂や浮石により安全な歩行が困難な箇所。
- ウ) 規模及び構造
- a) **木道の規模**
幅員及び線数は原則として次のとおりとする。
 - i 幅員は0.5mとする。
 - ii 地形上の制約、利用状況等から単線にすることが適当な場合を除き、複線とする。
 - iii 単線の場合及び複線の利用者が多く渋滞が発生する路線の場合には適宜待避所を設ける。
 - iv 複線の場合の木道間隔は0.4mを基本とする。

旧管理計画書
平成9年9月 策定

新管理計画書

③ 管理運営方針
管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。

8 排水処理施設
① 基本方針
自然環境への人為的負荷を可能な限り軽減するために、尾瀬沼地区、見晴地区、山の鼻地区内各施設の合併処理式浄化槽で処理された排水は、特別保護地区内への影響を回避できる場所へ、排水管により放流する。
② 管理運営方針
排水処理施設の管理運営は各地区の運営協議会で行う。
また、排水処理施設に排水を放流する事業者は、各々の排水の水質管理について責任を持つものとする。

9 駐車場
① 基本方針
沼山口、御池、鳩待峠の利用状況等に合わせた必要最小限の整備を図るものとする。
② 管理運営方針
自動車利用適正化協議会等との連絡を密にしながら、その管理を行う。

v 林内の木道は、利用上及び安全上の観点から、高さを低く抑える。

b) 木道の構造等
i 木道の表面にはできるだけ鋸が露出しない構造となるよう配慮する。
ii 塗料の塗布は行わない。
iii 木材保存剤は周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で使用することができる。
iv 横木の設置や設置角度の検討等の転倒防止策を必要に応じて講じる。

c) 階段又は梯子
i 幅員
利用者の多い歩道では1.5m以下、利用者の少ない歩道は1.0m以下とし、必要最小限の規模とする。
ii 構造
原則として、路面に自然石を敷いたもの、丸太階段又は木道に滑り止めを付したもののいずれかとする。
なお、路面材料としてコンクリートは用いないものとする。
快適な歩行を確保するため、蹴上げ、路面の寸法には十分配慮する。

d) 立入防止柵
植生保護、遭難防止等のため、立入防止柵を設ける場合は、次の構造による。
i 杭は原則として木製とするが、岩盤地等で使用が不可能な箇所等は鉄製等とする。
ii 杭には塗料を塗布しない。
iii 木材保存剤は周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で使用することができる。
iv ロープは原色のものを避ける。しかし、緊急的な対応としての一時的な原色のテープ等の使用は認める。

e) その他
i 木道等を更新する場合には、旧木道等の廃材は国立公園区域外に搬出する。
ii 既存の木道、階段等であっても、必要性が低いものは更新せず老朽化した段階で撤去する。
iii 自然観察又は休憩に必要な箇所には必要最小限の観察路、自然解説板、休憩テラス、ベンチ等を設ける。
iv 湿原内に木道を整備するに当たっては、木道の沈下により湿原内の流水を止めることのないよう配慮する。
v 設置者名及び設置年度を刻印する場合は、木道路面の目立たない位置に刻印する。

③ 管理運営方針
管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努める。

⑨ 排水処理施設
1) 基本方針
自然環境への人為的負荷を可能な限り軽減するために、尾瀬沼地区、見晴地区及び山ノ鼻地区内の各施設の合併処理式浄化槽で処理された排水は、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所へ、排水管(パイプライン)により放流する。
2) 管理運営方針
排水処理施設の管理運営は適切に行う。排水処理施設を使用する事業者は、各々の処理水の水質管理について責任を持つ。

⑧ 駐車場
1) 基本方針
自然環境の保全や利用状況等に合わせた必要最小限の整備を図る。
2) 管理運営方針
自動車利用適正化協議会等との連絡を密にしながら、その管理を行う。

(2) 保護施設計画

事業名	取扱方針
①田代山植生復元施設	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒廃が見られることから、「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」に基づき、植生復元及び踏込防止対策を実施する。
②駒ヶ岳植生復元施設	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒廃が見られることから、「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」に基づき、植生復元及び踏込防止対策を実施する。
③燧ヶ岳植生復元施設	踏圧、表流水の集中により歩道沿いに洗掘が見られることから歩道沿いの洗掘部分及び廃道路線について植生復元工を実施する。

旧管理計画書
平成9年9月 策定

新管理計画書

④尾瀬沼植生復元施設	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃していることから、植生荒廃の拡大を防止するため、侵入防止対策等を実施する。また、埋設ゴミ跡地において植生復元工を実施する。
⑤尾瀬ヶ原植生復元施設	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃していることから、植生荒廃の拡大を防止するため、侵入防止対策等を実施する。また、埋設ゴミ跡地において植生復元工を実施する。
⑥至仏山植生復元施設	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒廃が著しいことから、「至仏山保全対策会議(事務局:(財)尾瀬保護財団)」の方針に基づき、植生復元工を実施する。
⑦アヤマ平植生復元施設	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃していることから、現在実施されている植生復元工を継続実施するとともに、ニホンジカの被害を防止するため侵入防止対策等を実施する。

(3) 集団施設地区

①御池集団施設地区【入山エリア】

事業名	取扱方針
御池集団施設地区	マイカーの乗り入れが規制されている県道沼田檜枝岐線の起点に位置し、福島県側からのアクセス拠点として利用されている。 主に福島県側からの利用者に対する適正利用、自然情報等の情報提供機能を充実させるとともに、アクセス拠点及び周辺の御池田代、樺平等の自然探勝の拠点としての機能の充実を目的に整備する。
1) 御池宿舎	福島県側からの利用者の宿泊施設として檜枝岐村が事業執行している。御池休憩所事業に隣接している。 既設の「ブナの森ミュージアム」も活用し、利用者に対する情報提供機能の充実を図る。
2) 御池休憩所	福島県側からの利用者の休憩施設として檜枝岐村が事業執行している。御池宿舎事業に隣接している。 情報等提供機能の充実を図る。
3) 御池駐車場	御池から入山する利用者や御池田代、スモウトリ田代及び樺平の自然を探勝する利用者の駐車場として檜枝岐村が事業執行している。 路面補修、標識設置等の必要最小限の整備に留める。

②尾瀬沼集団施設地区【山岳探勝エリア】

事業名	取扱方針
尾瀬沼集団施設地区	尾瀬沼東側の湖畔に位置し、沼山峠及び大清水からの利用者の宿泊、休憩、情報提供等の拠点として多くの利用があり、また、優れた自然の中に利用施設が整備されていることから、本公園の主要な利用拠点となっている。 尾瀬沼及び尾瀬沼周辺の優れた自然の中での長期滞在に対応できるよう情報提供、宿泊及び休憩の機能の充実を図る。
1) 尾瀬沼園地	公衆トイレ2棟、園路及びベンチを直轄で整備しており、民間も事業執行している。 尾瀬沼の自然を探勝する利用者が、展望や休憩のために利用することができるよう、園地としての機能の充実を図る。
2) 尾瀬沼宿舎	公園利用者の主要な宿泊及び休憩拠点として檜枝岐村と民間が事業執行している。 情報提供機能等、尾瀬沼の自然を探勝する利用者の拠点施設としての機能を充実させる。
3) 尾瀬沼野営場	公園利用者の宿泊施設としてテントサイトを環境省が整備している。サイトに限りがあることから完全予約制とし、適切な利用を促進する。
4) 尾瀬沼排水施設	尾瀬沼集団施設地区内の合併処理式浄化槽の処理水を、周辺の自然環境に負荷をかけずに排水するための施設としてパイプラインを環境省が整備している。 処理水が公園内に漏れないよう施設の維持管理に努める。
5) 尾瀬沼博物展示施設	公園利用者の主要な情報提供施設として「尾瀬沼ビジターセンター」を環境省が整備している。 適切な情報を利用者へ提供するために、自然環境や利用状況等の情報収集に努めるとともに、自然観察会やスライドショー等のイベントも積極的に開催し、効果的な情報提供を実施している。

③山ノ鼻集団施設地区【山岳探勝エリア】

事業名	取扱方針
山ノ鼻集団施設地区	尾瀬ヶ原の西側に位置し、鳩待峠から山岳探勝エリアへ入る利用者や登山エリアである至仏山の利用の宿泊、休憩、情報提供等の拠点として多くの利用があり、また、優れた自然の中に、利用施設が整備されていること、尾瀬ヶ原、あるいは至仏山へアクセスする際の重要な拠点であることから、当該地域は公園の主要な利用拠点となっている。 尾瀬ヶ原及び尾瀬沼周辺の優れた自然の中での長期滞在に対応できるよう、情報提供、宿泊及び休憩の機能の充実を図る。

旧管理計画書
平成9年9月 策定

新管理計画書

1) 山ノ鼻園地	尾瀬ヶ原の西端に位置し、公衆トイレ及び排水施設を群馬県が休憩所を、民間が事業執行している。 尾瀬ヶ原の自然を堪能する利用者や至仏山へ登る利用者が、情報収集や休憩に利用することができるよう園地としての機能の充実を図る。
2) 山ノ鼻宿舎	鳩待峠から尾瀬ヶ原へ向かう利用者の宿泊、休憩施設、至仏山の登山利用の拠点として整備されており、片品村と民間が事業執行している。 多くの利用者を迎える場所に位置するため、利用拠点施設としての機能の充実を図るとともに、適正利用の促進に努める
3) 山ノ鼻野営場	鳩待峠から尾瀬ヶ原へ向かう利用者の宿泊施設、至仏山の登山利用の拠点として民間が事業執行している。 多くの利用者を迎える場所に位置するため、適正利用の促進に努める。
4) 山ノ鼻博物展示施設	公園利用者の主要な情報提供施設として群馬県が「尾瀬山の鼻ビジターセンター」を整備している。 多くの利用者を迎える場所に位置するため、展示物の充実、自然観察会の実施等、情報提供施設としての機能を充実させる

(4) 道路

①車道

事業名	取扱方針
1) 御池沼山線道路(車道) 【入山エリア】	福島県檜枝岐村七入から御池に至る国道352号及び御池から沼山峠へ至るマイカー規制が通年で実施されている県道沼田檜枝岐線道路である。福島県側の主要なアクセス道路であり、シーズン中は多くの利用がある。 当面は、路面改良や安全施設の設置等、利用に支障をきたさない範囲で必要最小限の整備に留める。

②歩道

事業名	取扱方針
1) 猿倉台倉高山線道路(歩道) 【登山エリア】	福島県南会津町猿倉登山口から田代山、帝釈山を経て台倉高山に至る登山道で、馬坂峠～台倉高山区間を檜枝岐村が事業執行している。環境省が田代山山頂に公衆トイレを整備し、今後、猿倉から田代山を経て馬坂峠に至る登山道を整備する。6月のオサバグサが咲く時期と7月の田代山山頂の高層湿原の植物の開花時期の利用が多い路線である。 整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」によるほか、田代山山頂の一方通行ルールの周知に努める。
2) 会津駒ヶ岳登山線道路(歩道) 【登山エリア】	福島県檜枝岐村滝沢登山口から会津駒ヶ岳を経て、中門岳に至る登山道で、環境省が登山道を整備している。シーズンを通じて、会津駒ヶ岳から中門岳へ続く稜線上の雪田草原や会津駒ヶ岳の自然探勝を目的とした利用が多い。 整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」によるほか、滝沢登山口から竜ノ門の滝への山岳探勝歩道の整備も関係者で検討していく。
3) キリンテ富士見線道路(歩道) 【登山エリア】	福島県檜枝岐村キリンテ登山口から会津駒ヶ岳に至る路線で、今後、環境省が登山道を整備する。大津岐峠から先の稜線上では、燧ヶ岳や会津駒ヶ岳の展望を楽しむことができる。 整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」による。会津駒ヶ岳への入山口として、また、大津岐峠から大杉岳を経て御池、燧ヶ岳、尾瀬ヶ原、至仏山へ至るロングトレイルコースとしての当該路線の魅力の発信を積極的に行い、利用の促進に努める。
4) 御池大杉線道路(歩道) 【登山エリア】	御池集団施設地区から大杉岳を經由し、大津岐峠、会津駒ヶ岳へ至る登山道で、檜枝岐村が整備を検討している。 整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」による。また、会津駒ヶ岳登山線道路(歩道)の滝沢登山口から御池、燧ヶ岳、尾瀬ヶ原、至仏山へ至るロングトレイルコースとしての当該路線の魅力の発信を積極的に行い、利用の促進に努める。
5) 御池見晴線道路(歩道) 【入山エリア】	御池集団施設地区から裏燧林道を経由し、尾瀬ヶ原へ至る登山道で、福島県が事業執行している。湿原とともに、ブナ、シラビソの混生林や越後三山の展望を楽しむことができることから、多くの利用がある。また、三条ノ滝、平滑の滝の探勝にも利用されている。 既存の整備規模を維持し、適切に管理する。
6) 燧ヶ岳登山線道路(歩道) 【登山エリア】	御池集団施設地区から燧ヶ岳を経て尾瀬ヶ原に至る登山道で福島県が事業執行しており、燧ヶ岳に登る者が利用している。 表流水及び踏圧により登山道が荒廃しているため、利用者の安全確保に必要な整備は必要最小限の規模で今後も実施する。表流水及び踏圧による湿原及び歩道沿いの植生被害対策は燧ヶ岳植生復元施設事業として実施する。
7) 赤法華鳩待峠線道路(歩道) 【山岳探勝エリア】 【軽登山エリア】 【入山エリア】	福島県檜枝岐村赤法華から沼山峠、尾瀬沼、尾瀬ヶ原を経て群馬県片品村鳩待峠に至る登山道、山岳探勝歩道及び「尾瀬植物研究見本園」内の山岳探勝歩道で、福島県、群馬県、民間及び環境省が事業執行している。本公園で最も利用が多い主要路線である。 沼山峠～沼尻区間及び見晴～鳩待峠区間は山岳探勝歩道、見晴～沼尻区間及び沼山峠～赤法華区間は登山道として扱う。 利用者の安全確保のために老朽化した木道及び休憩テラスは付け替える。また、ツキノワグマとの遭遇による事故防止対策とし

旧管理計画書
平成9年9月 策定

新管理計画書

<p>8) 尾瀬沼燧ヶ岳線道路(歩道) 【登山エリア】</p>	<p>尾瀬沼集団施設地区から燧ヶ岳へ至る登山道で、通称「長英新道」として民間が事業執行しており、燧ヶ岳に登る者が利用している。環境省が登山道を整備している。 融水、雨水及び踏圧により登山道が荒廃しているため、利用者の安全確保に必要な整備は必要最小限の規模で実施する。踏圧による歩道沿いの植生被害対策は燧ヶ岳植生復元施設事業として実施する。</p>
<p>9) 尾瀬沼南岸線道路(歩道) 【山岳探勝エリア】</p>	<p>尾瀬沼南岸の山岳探勝歩道で群馬県が事業執行しており、尾瀬沼の自然探勝を目的に多くの利用がある。環境省が登山道を整備する。 利用者の安全確保のために木道の敷設、付け替え等の整備を必要最小限の規模で実施する。</p>
<p>10) 尾瀬沼黒岩山線道路(歩道) 【山岳探勝エリア】 【登山エリア】</p>	<p>栃木県日光市と福島県檜枝岐村の境に位置する黒岩山から小淵沢田代を経て尾瀬沼集団施設地区及び大江湿原に至る登山道及び山岳探勝歩道であり、福島県側を福島県が、群馬県側を群馬県が事業執行している。尾瀬沼周辺の自然探勝を目的とした利用がある。 黒岩山～小淵沢田代区間は登山道、小淵沢田代～尾瀬沼集団施設地区区間及び小淵沢田代～大江湿原区間は山岳探勝歩道として扱う。</p>
<p>11) 富士見峠尾瀬ヶ原線道路(歩道) 【軽登山エリア】 【山岳探勝エリア】</p>	<p>群馬県片品村富士見峠から竜宮、ヨッピー橋を経由し、三又及び赤田代へ至る登山道及び山岳探勝歩道で、民間が事業執行している。竜宮～ヨッピー橋～三又区間は尾瀬ヶ原の自然探勝を目的とした利用がある。 富士見峠～竜宮区間は登山道、竜宮～ヨッピー橋～三又区間は山岳探勝歩道として扱う。 利用者の安全確保のために、老朽化した木道、休憩テラスは付け替える。また、ツキノワグマとの遭遇による事故防止対策として必要な場合には、高架での付け替えも検討する。</p>
<p>12) 富士見峠見晴線道路(歩道) 【軽登山エリア】</p>	<p>群馬県片品村富士見峠から八木沢を経由し、見晴へ至る登山道で、群馬県側を群馬県が事業執行している。 登山道として扱う。 利用者の安全確保のために、老朽化した木道及び休憩テラスは付け替える。</p>
<p>13) 鳩待峠尾瀬沼線道路(歩道) 【軽登山エリア】 【山岳探勝エリア】</p>	<p>群馬県片品村鳩待峠からアヤマ平、富士見峠、皿伏山を経て尾瀬沼に至る登山道及び山岳探勝歩道として群馬県及び民間が事業執行している。アヤマ平の自然探勝を目的とした利用がある。 鳩待峠～アヤマ平区間は山岳探勝歩道、アヤマ平～尾瀬沼南岸区間は登山道として扱う。</p>
<p>14) 至仏山登山線道路(歩道) 【登山エリア】</p>	<p>アヤマ平の植生対策はアヤマ平植生復元施設事業で実施す 群馬県片品村鳩待峠から至仏山を経て山ノ鼻に至る登山道で、群馬県及び民間が事業執行している。登山道荒廃が問題となっており、関係者で「至仏山保全対策会議(事務局:(財)尾瀬保護財団)」を設置し、至仏山の管理方針について検討している。 登山道として整備するが、整備及び管理については「至仏山保全対策会議」及び同会議で作成された「至仏山保全基本計</p>
<p>15) 大清水尾瀬沼線道路(歩道) 【山岳探勝エリア】 【入山エリア】</p>	<p>群馬県片品村大清水から三平峠を経て尾瀬沼に至る登山道で群馬県が事業執行している。群馬県側から尾瀬沼へ行く者が利用している。 大清水～一ノ瀬区間は登山道、一ノ瀬～三平下区間は山岳探勝歩道として扱う。 群馬県側から尾瀬沼へ至る最短のルートであり、利用者の安全確保から老朽化した木道、休憩テラスは付け替えるものとする。また、溪流景観や尾瀬の歴史に触れることができることから、当該路線の魅力の発信を積極的に行い、利用促進に努める。</p>

(5) 単独施設

事業名	取扱方針
<p>① 渋沢温泉宿舎 【軽登山エリア】</p>	<p>御池見晴線道路(歩道)(裏燧林道)利用者の滞在拠点として民間が事業執行している。 小沢平から入山した利用者には最初にたどり着く宿舎である事業地の特色を生かしつつ適正利用の促進に努める。</p>
<p>② 三条ノ滝園地 【軽登山エリア】</p>	<p>尾瀬見晴線道路(歩道)(裏燧林道)沿いに位置し、三条ノ滝を展望することを目的とした利用がある。歩道及び展望テラスを福島県が整備し、事業執行している。 必要に応じて現状の規模を超えない範囲での整備・改修を実施し、冬期閉鎖の周知徹底等の安全確保に努める。</p>
<p>③ 尾瀬温泉園地 【山岳探勝エリア】</p>	<p>尾瀬ヶ原の北端に位置し、尾瀬ヶ原の自然探勝利用や御池見晴線道路(歩道)利用の拠点として、福島県が公衆トイレを、民間が休憩施設を事業執行している。 尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者が、情報収集や休憩に利用することができるよう園地としての機能の充実に努める。</p>
<p>④ 尾瀬温泉宿舎 【山岳探勝エリア】</p>	<p>尾瀬ヶ原の北端に位置し、尾瀬ヶ原の自然探勝や御池見晴線道路(歩道)利用の拠点として、民間が事業執行している。 他の単独施設と連携を取りつつ、適正利用の促進に努める。</p>

旧管理計画書
平成9年9月 策定

新管理計画書

⑤沼山口園地
【入山エリア】

赤法華鳩待峠線道路(歩道)沿いで、福島県側のマイカー規制の終点である沼山に位置し、御池からのシャトルバス利用者の入山口として利用されている。檜枝岐村が休憩所、公衆トイレ及びシャトルバスを利用する駐車場を整備し事業執行している。
入山エリアに位置し、福島県側の主要な入山口であることから、情報提供機能の充実を図る。

⑥馬坂峠園地
【登山エリア】

猿倉台倉高山線道路(歩道)沿いの馬坂峠に、駐車場及び標識が整備されている。環境省が公衆トイレを整備し、今後休憩所を整備する。猿倉台倉高山線道路(歩道)利用者の拠点として利用されており、6月のオサバグサの開花時期、7月の田代山山頂湿原の植物開花時期の利用が多い。
整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山景観保全管理方針」に従う。

⑦見晴園地
【山岳探勝エリア】

休憩所等を環境省が整備しており、尾瀬ヶ原及び周辺の自然探勝利用者の拠点としての利用の他に、尾瀬の中央部に位置するため多方面からの利用がある。
休憩施設における情報発信は、関係団体からの協力を得ながら行い、尾瀬ヶ原と尾瀬沼の中継地点としての園地の機能の充実を図る。また、汚泥処理施設は適切に維持管理する。

⑧見晴宿舎
【山岳探勝エリア】

公園利用者の主要な宿泊施設として、民間が事業執行している。尾瀬ヶ原や周辺の自然探勝利用者の宿泊及び休憩地点としての利用のほかに、尾瀬の中央部に位置するため多方面からの利用がある。
主要な宿泊拠点であり、多くの利用があることから、国立公園としての雰囲気損なうことがないように適切な維持管理をするとともに、適正利用の促進に努める。

⑨見晴野営場
【山岳探勝エリア】

尾瀬ヶ原や周辺自然散策利用者の宿泊、また、尾瀬の中央部に位置するため多方面からの利用者の宿泊、休憩地点として環境省がテントサイト及び公衆トイレを整備しており、利用が多い。
適正利用の促進に努める。

⑩見晴給水施設
【山岳探勝エリア】

見晴地区の給水施設を環境省が整備しており、水源における渇水対策を含めて、適切な施設の維持管理を行う。

⑪見晴排水施設
【山岳探勝エリア】

見晴地区内の合併処理式浄化槽の処理水を、周辺の自然環境に負荷をかけずに排水するための施設として環境省がパイプラインを整備している。
処理水が公園内に漏れないよう、施設の維持管理に努める。

⑫沼尻園地
【山岳探勝エリア】

尾瀬沼西岸に位置し、休憩所及び公衆トイレを民間が整備し、事業執行している。尾瀬ヶ原と尾瀬沼の中継地点としての利用や尾瀬沼の自然を探勝する利用者の休憩地点として利用が多い。

⑬竜宮小屋宿舎
【山岳探勝エリア】

尾瀬ヶ原の沼尻川河畔の抛水林内に位置し、民間が事業執行している。宿泊施設として利用するほかに、尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者が休憩施設としても利用している。
尾瀬ヶ原の中心に位置し、多くの利用があることから、国立公園としての雰囲気損なうことがないように適切な維持管理をするとともに、尾瀬ヶ原の中心地という立地を生かし、適正利用の促進に努める。

⑭三平峠下宿舎
【山岳探勝エリア】

尾瀬沼南岸の三平峠に位置し、民間が事業執行している。宿泊施設として利用するほかに、尾瀬沼の自然を探勝する利用者が休憩施設としても利用している。
尾瀬沼の散策及び大清水から入山する利用者の主要な休憩地点であることから、利用者の適正利用の促進に努める。

⑮富士見峠宿舎
【入山エリア】

富士見峠富士見下線道路(歩道)と鳩待峠尾瀬沼線道路(歩道)が合流する富士見峠に位置し、民間が事業執行している。宿泊施設として利用するほかに、アヤマ平の自然を探勝する利用者が休憩施設としても利用している。
原則として現状の位置及び規模を超えないものとする。尾瀬ヶ原、尾瀬沼へ至る歩道沿いにある休憩所として、適正な公園利用の促進に努める。

⑯富士見峠休憩所
【入山エリア】

鳩待峠尾瀬沼線道路(歩道)沿いに位置し、公衆トイレを民間が整備し、事業執行している。主としてアヤマ平の自然を探勝し、尾瀬沼へ向かう者が利用している。
原則として現状の位置及び規模を超えないものとする。尾瀬沼へ至る歩道沿いにある宿舎として、適正利用の促進に努める。

⑰一ノ瀬休憩所
【山岳探勝エリア】

大清水尾瀬沼線道路(歩道)沿いの一ノ瀬に位置し、公衆トイレ及び休憩施設を民間が整備し、事業執行している。尾瀬沼へ向かう者が利用している。
尾瀬沼へ至る歩道沿いにある休憩所として、適正利用の促進に努める。

⑱鳩待峠宿舎
【入山エリア】

群馬県片品村津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に位置し、宿舎のほか、公衆トイレ及び休憩所も併せて民間が事業執行している。鳩待峠は本公園で最も利用が多い入山口である。

⑲津奈木沢園地
【入山エリア】

入山口としての雰囲気損なうことがないように適切な維持管理を行う。情報提供機能の充実を図る。
群馬県片品村津奈木橋から鳩待峠へ至るマイカー規制区間の始点に位置し、小規模な湿原と湿原植生が楽しめる。
マイカー利用者の休憩及び自然探勝の拠点、環境学習の場となるよう整備を行う。

旧管理計画書
平成9年9月 策定

新管理計画書

⑳大清水宿舎
【入山エリア】

大清水口に位置し、民間が休憩所、公衆トイレ、駐車場及び大清水湿原内の園地を整備し、事業執行している。大清水湿原の歩道はバリアフリー対応の木道である。
入山口としての大清水の魅力を発信し、適正な公園利用の促進に努める。

㉑大清水休憩所
【入山エリア】

大清水口に位置し、民間が事業執行している。主に尾瀬沼へ向かう者が利用している。
入山口としての大清水の魅力を発信し、利用の促進に努める。

㉒東電小屋宿舎
【山岳探勝エリア】

尾瀬ヶ原の北西に位置し、新潟県に位置する唯一の宿舎である。民間が事業執行している。宿泊利用のほかに、尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者が休憩施設として利用している。
適正な公園利用の促進に努める。